

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について（概要）

福祉部高齢介護室

1. 主な改正の理由

令和7年度税制改正（以下「税制改正」という。）により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。このことにより、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額が引き下がるため保険料収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に大きな影響が生じる可能性がある。

そのことを踏まえ、国は、第1号保険料の算定において税制改正前と同様の判定となる（影響遮断措置）よう介護保険法施行令を改正（令和8年4月1日施行）し、介護保険料の予定収入が減少することを防ぐ措置を講じた。

一方、給与所得控除の最低保障額の引き上げを見越して市民税非課税の範囲内で就労時間の調整（所得の増加）を行った被保険者については、令和8年度市民税は非課税であるにもかかわらず、当該影響遮断措置が講じられたことにより介護保険上では課税判定となり、保険料段階が上がる可能性が生じる。そのため、各保険者の判断により、令和7年度及び令和8年度ともに市民税非課税の55万1千円以上～190万円未満の給与収入のある被保険者に対して特例措置を設けることが可能とされており、本市において当該減免を実施するため、条例を一部改正するものである。

なお、減免については、本人申請に基づくことが基本であるが、当該減免についてはシステム上での対応が可能とされ、本人の個別申請は要しない。

2. 主な改正の内容

附則に特例減免についての規定を加える。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、就労時間の調整等により住民税が非課税であるにもかかわらず令和8年度の保険料段階が上がる者について、保険料を減免する特例措置を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市介護保険条例（平成 12 年和泉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 （令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第 18 条 略 <u>（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）</u> <u>第 19 条 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、そのことを本市が保有する情報で確認することができるものに限る。以下「みなし課税者」という。）がある場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 6 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用</u>	附 則 （令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例） 第 18 条 略

新	旧
<u>がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（以下「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも高額な保険料となる保険料段階に決定されたときは、令和8年度分の保険料について、第15条の規定にかかわらず、その決定された保険料段階によって算定した当該第1号被保険者の保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階によって算定した保険料の差額に相当する額を減免する。</u> <u>2 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。